

市議会とあなたを結ぶ

かつらぎ

議会だより

No.8

2013年3月1日発行



葛城市成人式



葛城市民駅伝・マラソン大会



コミュニティバス事業についての視察受入の様子
(福岡県直方市議会)



葛城市社会福祉大会

12月議会（12月10日～12月21日）議案の審査と結果

6人の議員が一般質問で市政を問う

付託議案等の審査 常任委員会、特別委員会で質疑

議員定数削減を可決!! (現行18名から15名に)

議会トピックス、編集後記

■発行 葛城市議会 ■編集 議会だより編集委員会

〒639-2195奈良県葛城市柿本166番地 TEL.0745-69-3001

<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

議案審査

平成24年第4回定例会を12月10日から21日までの会期で開催し、平成24年度補正予算案や議員提出議案など様々な議案を審議しました。
また、会期外にも特別委員会等を開催し、所管事項について審査しました。

議会審議日程

- 11月26日 議会改革特別委員会
- 30日 議会運営委員会
- 30日 総務文教常任委員会
- 12月10日 議会運営委員会
- 平成24年第4回定例会
- 12月10日 本会議（議案提案）
- 12、13日 本会議（一般質問）
- 13日 議会運営委員会
- 14日 総務文教常任委員会
- 14日 新クリンセンター建設事業特別委員会
- 17日 尺土駅前広場整備事業特別委員会
- 18日 民生水道常任委員会
- 19日 都市産業常任委員会
- 21日 本会議（議案採決）

議案の主な内容と結果

人事案件

議第49号 葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて
本会議で賛成多数により同意

議第50号 葛城市教育委員会委員の任命について
本会議で全会一致により同意

議第51号から議第53号 葛城市公平
川村泰男氏（竹内）

委員会委員の選任につき同意を求めることについて
本会議で全会一致により同意

- 庄田賢司氏（八川）
- 花内勲氏（新町）
- 森田真円氏（加守）

専決処分案件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度葛城市一般会計補正予算（第4号）について）
本会議で全会一致により承認

衆議院議員総選挙の実施に要する経費として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,300万円を追加するものです。

条例関係

議第54号 葛城市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（略して、「地域主権改革一括法」）の施行による介護保険法の改正及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、省令等で定められていた指定地域密着型サービスの設備運営基準等について条例に委任されることとなったため制定するものです。

議第55号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて
民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、省令等で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの設備運営基準等について条例に委任されることとなったため制定するものです。

議第56号 葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することについて
都市産業常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、省令等で定められていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について条例に委任されることとなったため制定するものです。

都市産業常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による道路法改正に伴い、政令で定められていた市道の構造の技術的基準について一部を除き、条例に委任されることとなったため制定するものです。

議第58号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて
都市産業常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による道路法改正に伴い、省令で定められていた道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について条例に委任されることとなったため制定するものです。

議第59号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについて
都市産業常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、省令等で定められていた高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について条例に委任されることとなったため制定するものです。

議第60号 葛城市実費弁償条例の一部を改正するについて

総務文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地方自治法の一部改正により、本会議においても、公聴会の開催、参事人の出頭を求めることができるようになったことなどに伴う改正です。

議第61号 葛城市都市公園条例の一部を改正するについて

都市産業常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による都市公園法の改正に伴い、政令等で定められていた都市公園の配置、規模に関する技術的基準などについて条例に委任されることとなったため改正するものです。

議第62号 葛城市下水道条例の一部を改正するについて

民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域主権改革一括法の施行による下水道法の改正に伴い、政令で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準について条例に委任されることとなったため改正するものです。

予算関係

議第63号 平成24年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について

三つの常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

民生費では国庫補助・負担金の前年度確定に伴う精算返還、衛生費では妊婦健康診査受診件数増等に伴う委託料の追加などにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2億362万4千円を追加するものです。

議第64号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の追加により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億4,500万円を追加するものです。

議第65号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

歳出では、総務費において賃金の追加などにより、保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、110万3千円を追加するものです。

議第66号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について

民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人事異動に伴う人件費の追加等により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、100万円を追加するものです。

議第67号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について

総務文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人件費の減額及び需用費の追加により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、213万6千円を減額するものです。

議第68号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

民生水道常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人事異動に伴う人件費の減額等により、水道事業費用で、666万7千円を減額するものです。

議員提出議案

議第9号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて

議第10号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて

本会議で全会一致により可決

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係する事項について本議会の委員会条例、会議規則の改正を行うものです。

議第11号 葛城市議会議員定数案

例の制定について

本会議で賛成多数により可決

その他

葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

任期満了に伴う葛城市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が本会議で行われ、次の方が当選されました。

- 選挙管理委員会委員
- 木村 佳照氏(大畑)
 - 持田 成典氏(脇田)
 - 吉村 和雄氏(正田)
 - 石田 孝雄氏(勝根)
 - 選挙管理委員会委員補充員
 - 柏谷 和史氏(笛堂)
 - 山本 喜章氏(兵家)
 - 川井 好晴氏(南道穂)
 - 奥田 良三氏(當麻)

決議

虐待を受ける障害者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充を求める決議

本会議で全会一致により可決

意見書

次の意見書を本会議で全会一致により可決し、内閣総理大臣他関係機関に送付いたしました。

■防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書



溝口 幸夫

一般質問の処理について

問 一般質問に関するその後の対応と処理について、過去の一般質問資料を振り返ると各議員から建設的な質問・提案など、同じ質問を何度もされている。行政はどのようにフォローしているのか、フォローアップして活かすべきではないか。

答 その都度答弁している。しかし、着手できるもの、予算を必要とするもの様々であり市政運営の上で熟慮するもの、十分検討していきたいと考えている。市長ヒアリングや、新市建設計画調整会議、庁議などを通じて調整協議したいと考えている。

溝口 今後、各議員の建設的意見・問いに対して積極的に取り組んでいきたい。

公共施設に経営的視点導入について

問 老朽化施設が多く、管理費用がかさむ一方である。今後の管理運営、施設の統廃合についてどのように考えているのか。

答 現在、本市には地区公民館や水道施設を除いて約80の施設がある。管理にかかる運営費用をいかに低減

するかという課題が生じている。

問 同一目的の施設については、適正配置を行うべきと考えるが。

答 合併に伴う同じ目的や利用形態の似通った2つの施設が存在している。住民生活を考慮しながら、地域の特性やバランス、財政事情を考慮しながら逐次検討していきたい。

問 統廃合も含め、市ではどのような取り組みをしているのか。

答 「資産の棚卸」を目的の会議を設置して、資産管理価値分析を行い整理統合する考えである。

溝口 本来、企業でも経営的視点に立って資産管理（ファシリティ・マネジメント）をしている。経営状況の変化により、柔軟な不動産の処分や購入を行っている。市としても今後早期に取り組んでいただきたい。

今後4年間の市政運営について

問 新しいビジョンについて及び「新市建設計画」の完遂について。

答 「新市建設計画」については、平成27年3月を完遂目標に努力していきたいが、5年延長の特例債を活用することも検討している。新しいビジョンについては、4年間の任期期間中に実施していきたい。

溝口 新ビジョン等、市民皆さんに「丁寧な説明」を。



春木 孝祐

児童公園（街区公園）について

問 平成22年9月議会で児童公園の不足を指摘し、早急な整備を求めたが進展していない。現況は。

答 市民1人当たりの公園面積は10.5㎡、市街化区域内では5.4㎡でそれぞれ標準値をクリアしている。

問 標準値を各々0.5㎡、0.4㎡超えているにすぎない。今後の計画は。

答 緑の基本計画にも記しているように身近な街区公園が不足しているところがあり、その点も踏まえ5カ年の吸収源対策公園緑地事業を計画しているが十分とはいえない。また、この事業に該当しない地域に密着した公園も国・県と協議して検討する。

春木 子育てにとつて児童公園は必要だ。ミニ開発による住宅には子育て世帯が多い。住民の要望を聞き、種々の機会をとらえて設置すべきだ。

再生可能なエネルギーについて

問 公共施設への導入状況は。

答 歴史博物館とウエルネス新庄の建築時に太陽光発電を設置した。さらに新エネルギー導入検討委員会で磐城第2保育所・新庄幼稚園、建設

計画中の学校給食センターへの設置を検討することになった。新クリーンセンターは熱回収率の高い焼却炉の建設と剪定枝リサイクルチップの堆肥化を計画している。

問 公共施設への導入は、着実に具体化されている。さらなる計画は。

答 新地球温暖化対策実行計画を検討中であり、各施設のエネルギー消費量をもとに、新築・改築時に太陽光発電システムを中心に各種の補助金を活用して積極的に導入したい。

春木 風力・小水力発電、地熱利用など様々なエネルギー導入に対し補助が強化されると推察される。広い視野での導入を要望する。

問 市民発電所等の起業支援は。

答 運営形態としては、株式会社、企業組合、NPO法人、非営利活動任意団体などがあり、原発事故が発生した福島県では市町村名の太陽光発電企業組合が13地区で活動している。当市では買電を目的とした民間企業が工事に着手している。時代の流れに遅れることなく、積極的な支援を行えるよう検討していく。

春木 原発にかわるエネルギーの導入は急がれる。間伐材を利用した発電も注目に値する。地域の雇用、経済の活性化を念頭に積極的な支援を。



吉村 優子

「道の駅アンケート」結果をうけて

問 本年9月実施の「新道の駅アンケート調査」の結果報告を求む。

答 12,700部の全戸配布に対し、回収数492部、回収率3.87%。

問 回収数は192名、出店意向は173名。他問合わせ多数。

問 大変低い回収率をどう見るか。

答 提出されなかったが、問い合わせが多数あり、関心は高い。

問 反対意見も多数あったと思うが、どれくらいの数か。

答 反対意見もあったが、数は不明。

問 アンケートを実施するのであれば、もっと早い時期に実施し、建設に賛成か反対かの質問から入るべきで、反対意見の市民にとっては、今回のアンケートでは答えられないし、民意の反映にならない。反対の方は採算を心配されている。橿原市に2ヶ所、御所市にも道の駅建設が囁やかれる中、18億もの税金を投じて本当に大丈夫か。

答 議会での議決もいただいている。

吉村 建設するは数年後には閑古鳥という事のないよう、慎重に進める

ことを要望する。

近鉄新庄駅前の信号処理について

問 東西の信号については、通常の信号機の黄色部分がなく、赤点滅からいきなり赤信号というイレギュラーな信号機で、信号前停止線での停止を認識していない人も多い交差点である。黄色点滅にする等改善が必要では。

答 大きな交通事故後設置した

信号機。5差路という複雑な交差点で交通事故防止の観点より現況が良いのでは。



吉村 警察ともう一度充分議論し改善策を。また諸事情を考慮し、寛大な処置をするよう要望する。

市内踏切の拡幅について

問 改善すべき踏切の一つとして、歴史博物館北東の踏切は歩行者道も少なく、普通車の対向もできない狭い踏切である。大型バスの通行も考え、踏切の拡幅を望む。このままでは観光バスの誘致も難しく、以前より問題の博物館の集客も望めないのでは。

答 踏切の拡幅には、踏切の統廃合が必要。また費用も高額で、拡幅だけでは国の補助対象外。今後検討する。

吉村 優先順位をつけ、一ヶ所ずつ改善するよう求む。



白石 栄一

「新道の駅建設事業の正当性・公正性・透明性について

問 地域活性化事業「新道の駅建設事業」の構想、基本計画等に至る手法・手続きにおいて、事業計画の正当性、公正性、透明性がどのように確保されているか。

答 平成21年5月12日、8月5日に開催された農政タウンミーティングにおいて、花卉出荷組合等各生産者団体から提議された直売所の設立、販売所等の創設による商工業の活性化の要望等を具体化し、市の活性化につなげていくために、検討委員会、市民ワーキング会議を設置し、基本計画を策定いただいた。それをベースに細部の検討をしている。市民の全員を対象として進めており、正当性、透明性、公正性は確保できている。

問 合併後、「新市建設計画」に基づき、議会やまちづくり特別委員会、審査、議決や承認を経て、「山麓地域整備基本計画」や「総合計画」等の諸計画が策定され、まちづくりが進められてきた。2元代表制のも

とで、行政と議会がそれぞれの役割を果たし、計画の正当性、透明性、公正性がしっかりと確保されている。当時、市長は議員として、これらの審査に参加し承認している。

ところが、「健康と休養の里」や「クラインガルテンと花の里」などの山麓整備計画が「道の駅」一本に変更された。設立委員会や市民ワーキング会議がどのような議論の中で決定されたのか、資料請求をしたが会議録がない。これで透明性、公正性が確保されているといえるのか。

答 未計画分については、順次、実現化に向けて努力したい。

問 「道の駅」の予定地に、検討委員会やワーキング会議の委員、また山麓整備計画の策定にかかわった公職にある人の土地はあるか。

答 今後の事業の遂行、また団体、個人の資産にかかわることであるので答えは差し控えたい。

白石 私の一般質問、調査では、商工会の土地があること、さらにワーキング会議の委員の中に所有者が2件、公職にある人の土地もある。利害関係者が事業の規模や内容、事業費まで決めてきた。これは、行政として正当な、公正なやり方といえるのか。

ここが聞きたい 一般質問



辻村 美智子

女性消防団について

問 奈良県下で女性消防団を設置されている市町村と女性消防団の活動内容は。

答 県下の市の設置状況は、奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市の9市、割合は75%である。町村では、高取町、上牧町、広陵町、河合町、明日香村、十津川村に設置されている。活動内容は、救命講習、幼年者・高齢者に対する防火指導、イベント等で防火啓発活動など、女性の持つソフトな対応でできる活動が中心である。また、大規模災害時は避難所などでの応急処置や管理等の後方支援を想定されている。

問 地域防災は住民全員が理解していかなければならない。女性ならではのソフトな活動をする女性消防団は必要である。本市は女性消防団設置についてどのように考えているのか。

答 大震災の際、女性消防団の後方支援が大きく見直され、女性消防団の有効性は大きく、本市においても、

設置については消防団幹部役員会などで検討しており、現時点では、諸般の状況把握、諸問題や地域性等も含めてしっかりと検討し、方向性を見出していきたい。

スクールカウンセリング事業について

問 事業の利用人数とここ数年の利用傾向は。

答 幼稚園が243人、小学校が303人、中学校が54人。ここ3年間増加傾向である。発達相談の観点からの相談要請が増加している。

問 カウンセリングを受けている教職員への対応及び改善策は。

答 まずは気楽に相談できる環境・雰囲気づくり、事業を理解し充実していきたい。

問 サポートルームなどの相談窓口を一括するべきだと思う。今後どのように取組んでいくのか。

答 関係各課と協議し、子どもたちのよりよい成長に努めたい。

辻村 葛城市の地域性をよく理解した臨床心理士の人選及び育成、学校とカウンセラーが連携し充実した事業に向けて、市の総合相談センターを設置していただき、ぜひとも子どもたちの育成に力を注いでいただきたい。



阿古 和彦

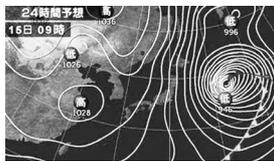
地球環境にやさしい自治体(葛城市)を目指して(パート6)

問 温室効果ガス濃度の増加により地球温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さからみて、人類の生存基盤に係る最も重要な問題です。気象の大規模化により様々な悪影響が複合的に生じる可能性が考えられる次世代に安全な地球環境を遺すためにも、環境にやさしい葛城市ブランドの構築等の提言をし、「空から葛城市を見たときに太陽光パネルで葛城市全体が光り輝く光景を願い夢に見ています。」と発言したのは平成19年12月議会でした。平成20年6月、平成22年3月、平成23年6月、平成23年9月、平成23年12月、平成24年3月、平成24年6月議会と一般質問をしておりますが(詳細については葛城市ホームページ議会会議録をご覧下さい)直近の6月会議の一般質問での理事者からの答弁は「各家庭の太陽光パネル設置補助等に関して前向きに検討する。」でしたが、検討の結果はどうなっていますか。

答 奈良県内でも県と6市1村で住

宅用太陽光発電システム設置補助制度を実施している状況を踏まえ、早期実現に向けて検討していく。

阿古 市長選挙公約ビジョンの中で6つの柱の1つとして「④環境」で「環境にやさしい葛城市にしていきます。太陽光発電をはじめとした新エネルギー政策を推進します。」とあります。誠実に早期実現される事を強く求めます。



▲ 爆弾低気圧



▲ 竜巻

子ども若者育成支援事業について(パート7)

問 (平成21年よりの継続質問です)で、要旨は略させていただきます。全国に先駆けた内閣府のモデル事業ですが、本事業は人と場所の問題

が大きいと幾度となく指摘してきましたが、拠点となる場所の設置はどうなるのか。

答 子ども若者支援センターの設置は市長ビジョンにもあり、公共施設の有効利用や再利用も視野に入れ検討していく。

閉会中の委員会報告

総務文教常任委員会 報告

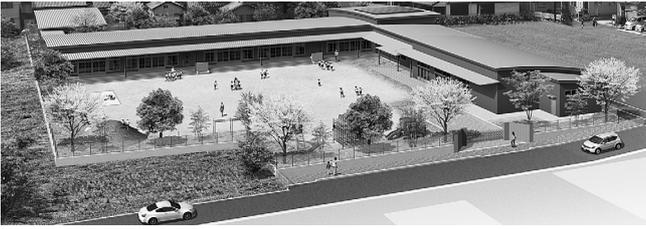
11月30日 開催

「葛城市学校給食センターについて」

設計、建築の基礎となる葛城市学校給食センター施設整備方針について説明があった。調理人員の体系はという問いに対し、常勤の職員の確保をし、調理業務が後退することのないよう対応していきたいという回答があった。

「新庄小学校附属幼稚園の建替えについて」

現在の設計工程と今後の予定について報告があった。基本プラン決定を受けて、開発許可申請を奈良県に提出し審査中であり、許可がおり次第、建築確認申請を行い、確認済証の交付を受け、実施設計完了が12月に交



新庄小学校附属幼稚園の完成予想図

更となる予定であると報告があった。

「葛城市職員採用事務に関する調査について」

9月議会において本委員会の調査事項とする決議が可決され、4つの調査事項について調査を進めていくこととなった。調査方法については、事前に各議員より調査内容、必要な資料等について意見を提出してもらい、出された意見の集約を行い、次回、開催の委員会より調査を進めていくことと決した。

議会改革特別委員会 報告

11月26日 開催

議員定数についての結論として、平成25年の一般選挙からの議員定数を15名にするということに決定した。(11ページに特集記事)

12月定例会

(12月10日～21日)

総務文教常任委員会 報告

12月14日 開催

付託された3議案及び、所管の調査案件について左記のとおり審査しました。

一部を改正するについて」

討論なし。

議案第67号 「平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について」

討論なし。

今回、漏水により、需用費の光熱水費及び修繕料が計上されているが、原因究明はできたのか。

今年度の夏休みの終わりごろに、調理場で漏水箇所が発見されたが、工事に日数を要するため、すぐに修理に取り掛かると、9月からの学校給食の配食に影響するため、冬休み中に工事に取り掛かる予定である。漏水の原因については、調理場の配管の経年劣化によるものである。

本年度当初から、給食センターの職員が1名減っているが、その理由は、

当初給食センターに、給食センター建設事業に係る事務担当職員1名の配置を予定していたが、教育総務課の職員を兼務させることになったためである。

討論なし。

議案第68号 「平成24年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について」

自治振興費の光熱水費を110

万円増額補正されているが、その理由は。

現在、市内には4,147件の防犯灯を設置しており、その電気代が当初の見込み額より高くなっている。このことにより、10月からの半年間の電気代が燃料調整費の変動に伴い、月平均130万円として年間の電気代見込み額を算出した結果、今回、その差額分を増額補正させていただいた。

新庄小学校附属幼稚園舎改築事業について繰越明許されているが、その理由は。

新庄幼稚園の改築工事については、これから入札公告を行い、それから施設の完成までは、約1年を見込んでいる。繰越明許を行わない場合は、この契約期間や契約公告の期間を平成25年3月末までに限られる。平成26年3月末までの契約期間を可能とするものである。

地方債補正の内容について説明願いたい。

より有利な起債への組み替え措置として行うものであり、し尿中継地整備事業費については、これまで、充当率75%で交付税算入ゼロであった一般廃棄物処理事業債から、県とも協議を重ねた結果、新市建設

計画にうたわれている、し尿処理について収集・処理体制の適正な維持管理に努めていくうえで必要不可欠な事業として同意いただき、合併特例債に組み替えるものである。また、新庄小学校等の地震補強及び改築事業費については、これまで、合併特例債を見込んでいたが、平成24年度に国において地方債の同意等の基準が示され、県との協議を重ねる中で、より有利な起債の緊急防災・減災事業債に組み替えることにしたものである。

討論なし。

本委員会の所管事項の調査

「葛城市学校給食センター」について

これまでの委員会の経緯については了承されたものとして、今後は施設完成に向けて委員会運営を進めることを確認した。また、理事者より、現在の進捗状況として、土地の測量及び既存建物の解体に係る設計業者の選定中であり、平成25年4月よりセンターの建設設計についてプロポーザルの公募を行う予定である旨の報告を受けた。

「新庄小学校附属幼稚園の建替え」について

園舎改築についてのこれまでの経緯や事業計画変更に伴い、建築設計

等に遅延が生じたことにより、土地の造成費用などについての新たな補正予算の計上とその予算の次年度への繰越しをお願いすることとなった旨の報告を受けた。

「葛城市職員採用事務に関する調査」について

質疑の内容や答弁のあり方などについては、個人情報に関する内容に踏み込む恐れも考えられることや、人権問題にも及ぶ危険性を考慮し、委員会としては、質問の内容及び協議の進め方などについて、委員と十分に協議した上で委員会に臨んでいくことを決定した。

民生水道常任委員会 報告

12月18日 開催

付託された8議案及び、本委員会所管の調査案件について左記のとおり審査しました。

議第54号 「葛城市指定地域密着型サービス」の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて

問 権限委譲によって市町村が実情に応じて条例を定めることができるようになったが、どのような点に留意され条例制定をおこなわれたのか。

答 指定地域密着型サービスは原則として葛城市内の事業所は葛城市民が利用できるものであり、市内の事業所が満床等で利用できない場合は市外の事業所の利用を可能とできる。また、市外の事業所に市から指定申請を行うこともあり、奈良県下、基準を統一して利用者の不公平感をなくすため、県内12市同様の対応を行う旨、調整確認を行っている。

討論なし。

議第55号 「葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて」

議第62号 「葛城市下水道条例の一部を改正するについて」
討論なし。

議第64号 「平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について」

討論なし。

議第65号 「平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について」

問 認定調査費の臨時雇用賃金の増の理由は。

答 認定調査及び、介護認定申請受付の補助を行うもの1名の半年分の予算計上である。

のような要因によるものか。

答 入院医療費が高いときには療養給付費と高額療養費も高くなっている。入院件数では対前年比で6・2%の増、保険者負担額単価で対前年比5・7%の増となっている。年齢構成が変わり、入院に関わる費用が高くなっているが、調剤等の入院外の費用もわずかであるが伸びている状況である。

問 ジェネリック医薬品に対する葛城市の取り組み、また利用者はどれだけ増えているのか。

答 ジェネリック医薬品に変更ができるという方について、1年に2回程度差額通知書を送付する予定で、初めて10月に差額通知を出した。その結果、1ヶ月の先発医薬品の割合が72・4%から70・9%に、またジェネリック医薬品の割合が27・6%から29・1%となった。

討論なし。

議第65号 「平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について」

問 認定調査費の臨時雇用賃金の増の理由は。

答 認定調査及び、介護認定申請受付の補助を行うもの1名の半年分の予算計上である。

討論なし。

議第66号 「平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」
討論なし。

議第68号 「平成24年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について」

問 賃金の8万円の増額補正、緊急時対応に伴う増とは具体的にどのようなことをされるのか。

答 新庄浄水場内の記録及び、新庄水系の取水確認等の業務、2人おられる嘱託職員が緊急で休まれた場合等の補充対応である。
討論なし。

議第63号 「平成24年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について」

問 心身障害者医療費扶助200万円、乳幼児医療費扶助350万円、ひとり親家庭等医療費扶助80万円、それぞれ増額補正であるが、共通の要因はあるのか。

答 心身障害者医療費扶助では入院件数の増加、金額で33万7,122円、47・1%の増となっている。高齢の方が多いことが要因と考える。次に乳幼児医療費扶助では、月あたりの入院金額が19万9,433円と20・2%の増となっており入院の割

合が高くなっている。次に、ひとり親家庭等医療費扶助については、受給者数は71人の減であるが、月あたりの入院金額が7万3,443円、43・6%の増となっており、いずれも入院にかかる医療費の助成が増えている。
討論なし。

討論なし。

本委員会の所管事項の調査
「富麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について」

新クリーンセンター建設に伴う、収集業務の体制について、9月の本委員会開催以降、収集体制についての内部協議、新庄クリーンセンター



新クリーンセンター建設予定地

職員との面談の経緯の報告があり、平成25年3月末には確立した収集業務体制を示させていたと、との報告を受けた。

都市産業常任委員会 報告

12月19日 開催

付託された6議案及び、本委員会所管の調査案件について左記のとおり審査しました。

議第56号 「葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することについて」

問 市内にある都市公園すべてがこの条例の適用対象になってくるのか。また、今後、吸収源対策公園緑地事業で整備される公園についても、適用されるのか。

答 市内には、63カ所、合計面積38・3ヘクタールの都市公園が設置されており、これらの公園については、今後、施設の改修等の際、この条例に定められた設置基準に則って整備していく。また、今後、市で新たに整備する公園等については、すべてこの条例に基づいて整備していくことになる。
討論なし。

議第57号 「葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについて」
討論なし。

議第58号 「葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて」

問 これまで、全国一律に定められていた案内標識及び警戒標識の寸法について、今回、政省令の基準を参酌して、条例を制定したということであるが、今後、市独自の基準を検討していく予定はあるのか。

答 今回、条例委任された道路標識については、市の条例で寸法の大きさなどを決めることができることとなった。観光地として、独自の基準を考える余地はあると思うが、実際に運用していきながら、地域の実情・特性を考慮して検討していきたい。

討論なし。

議第59号 「葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについて」

問 今回、条例で基準を制定することで、現在進めている事業に影響はないのか。

答 従来から政省令とともに、奈良

県においては、同基準の「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」があり、それに基づいて、道路など様々な施設の整備について進めてきている。今回、政省令で定められた基準を参酌し、条例を制定したので、この基準を進めていけば、以前と変わりないと考えている。

討論なし。

議第61号 「葛城市都市公園条例の一部を改正する」といことについて

問 条例改正で定めた基準は、国の基準どおりということであるが、この基準については、将来的に、市独自の基準を検討していく考えはあるのか。

答 現在のところは、国の基準を参酌して、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準は、市街化区域内は5平方メートル、それ以外は、10平方メートルとしているが、奈良県内の市町村で、その基準に達していないため、緩和しようとしているところもあるようである。葛城市についても、今後、条例の見直しが必要となった場合に、条例改正もしていかなければならないと思っている。

討論なし。

議第63号 「平成24年度葛城市一般

会計補正予算(第5号)の議決について

討論なし。

尺土駅前広場整備事業特別委員会 報告

12月17日 開催

付託された1議案及び、本委員会所管の調査案件について左記のとおり審査しました。

議第63号 「平成24年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について」

問 公有財産購入費と補償費が組みかえられた経緯は。また、繰越しされている補償費の執行状況は。



近鉄尺土駅前広場整備状況

答 当初予定をしていた方々の補償費について、従前の繰越分とあわせて、ある程度見込まれているので、公有財産購入費と組みかえて予算執行をしていきたい。一方、繰越しされている補償費については、地権者と交渉をし、執行はされているが、支払いについては、従前の建物を取り壊してからである。

討論なし。

本委員会の所管事項の調査

問 西忠木材跡地を代替地として希望されている方は、おられないのか。

答 西忠木材跡地を代替地として2件計画されている。残りは630平方メートルであるが、駅前に住んでおられる方は、駅の近くに代替地を希望される中で、選択肢のひとつとして視野に入れた上で、交渉を進めていきたいと考えている。

問 工事を早期にすすめるために、手順等についてどのように考えているか。

答 西側の道路の整備及び橋梁の拡張から早期にすすめる計画だが、土地所有者と代替地の交渉中であり、買収できた箇所から工事を進めていきたいと考えている。

新クリーンセンター建設事業特別委員会 報告

12月14日 開催

新クリーンセンター建設についてのこれまでの経過及び今後の予定について説明があった。

問 総合評価落札方式、一般競争入札での入札参加を、要件の緩和を行いながら3回実施されたにもかかわらず、なぜ1社しかなかったのか、その理由について分析されているのか。

答 総合評価落札方式が1000点以上の会社が20社あり、その中で技術的にストーカー炉ができ、50トン炉を手がけることができるメーカーは数社であり、聞きとりを行ったところ、現在、ほかの炉の建設に携わっており、手がまわらないという回答を得た。

問 県で議論となっている規模というのは建物のことか。

答 用地の規模についてはすでに0.9ヘクタールから2.2ヘクタールへ拡大の変更の都市計画決定がなされており、土地については県からの指摘はない。建物の規模について既存の施設の建て替えということで自然公園法に則り、機能を維持するための最小限の規模ということなので、今後、県とも協議していきたい。

議員定数削減を可決

葛城市議会議員定数削減(案)が12月議会定例会で可決!! 議員定数を現行の18人から15人へ!!

市議会では、議会改革特別委員会を設置し、これまで議員定数等について協議を重ねてまいりました。その結果、委員会として、次回の一般選挙から現行18人の議員定数を3人減数して15人とする結論に至り、議員定数条例案が議員発議で12月議会定例会に提出され、提出者による提案理由の説明の後、反対・賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

本会議における提案理由の説明（抜粋）

これまで、葛城市議会の議員定数については、平成16年10月の葛城市誕生以降、平成17年の一般選挙までは、合併特例法の在任特例として31名でありました。それ以降は、旧両町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書により、議員定数を18名と定め、今日に至っております。

その間、葛城市議会においては、市民に開かれた議会を目指し、一般質問時における一問一答方式や質問席を設置した対面方式の採用、また、議会だよりを発刊するなど、様々な議会改革に取り組んでまいりました。

その取組みのひとつとして、議会改革特別委員会においては、これまで約2年にわたり、議員定数について、近隣市等の議員定数の状況や定数削減による常任委員会構成への影響、また、議員1人あたりの人口割合など様々な角度から議論を重ね、11月26

日の委員会において、平成25年の一般選挙より、現行の18名から3名を減らした、15名にするべきであるとの結論を出されております。

一方、国では、第177回国会において、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るため、これまで人口規模に応じて定められていた地方議会議員の法定定数の上限を撤廃する地方自治法の改正案が平成23年4月28日に可決されております。

市民の意見を行政に届けるという意味では、議員定数は多いほうが望ましいと思われませんが、近隣の状況や今後の本市における財政状況、そして、これまでの議会改革特別委員会における議論などから、葛城市議会議員の定数については、平成25年の一般選挙から現行よりも3名減らした15名とする、葛城市議会議員定数条例を制定することを提案いたします。

議会改革特別委員会における議員定数についてのこれまでの審査経過

平成23年2月8日開催

- ・議員定数について協議を始める。

平成23年4月5日開催

- ・市民の意見を反映するには、18人が必要であるという意見、近隣の市議会の定数削減の現状から葛城市も削減すべきであるという意見など各委員から意見が出され、討議を行うが結論には至らず。

平成23年6月16日開催

- ・さらに討議を重ねたいという委員もいることから、引き続き協議を行うこととなった。

平成23年10月3日開催

- ・今後の議論を進める方向として、議員定数を見直すことで意見一致。

平成23年11月28日開催

- ・次回の委員会から定数をいつから何名にしていくかなどについて協議を進めることに決定。

平成24年2月17日開催

- ・今後、議員定数については、削減を前提に議論を進めることを決定した。また、県内各市の議員定数、常任委員会の数、委員会の委員定数についての資料に基づき、各委員から意見を求め協議。

平成24年4月17日、議会改革特別委員会の正副委員長が、五條市、御所市の議会を訪問。それぞれの市議会における議員定数削減等についての経緯などについて話を伺う。

平成24年5月9日開催

- ・正副委員長が五條市、御所市の議会を訪問して伺った内容について報告を行い、定数について各委員の意見を求め協議。定数については現状維持という意見もあったが、15人または16人にするべきという意見が多かった。削減時期については平成25年の一般選挙からということに決定。

平成24年8月31日開催

- ・定数削減について再度、各委員より意見を求め協議。市民に対し、定数を減らす理由や数字の根拠をもっと明確にするべきであるといった意見があった。また、予算の関係や市民への周知期間などを考慮して、平成24年12月議会で定数削減の条例制定を行うことを決定。

平成24年11月26日開催

- ・ほとんどの委員が平成25年の一般選挙から現在の定数よりも3名減らした15名にするべきであるという意見であった。これを議会改革特別委員会における議員定数についての結論として、平成24年12月定例会において、この結果に賛同する委員を賛同者として、葛城市議会議員定数条例の制定について、議員発議議案として提出することに決定。

市地域防災訓練に参加

このたび11月25日に開催された葛城市地域防災訓練へ多くの議員が参加致しました。当日は新庄北小学校の運動場が会場となり、近隣住民のご協力のもと市内における大規模災害発生を想定した避難、初期消火、被災者救助等日頃からの地域防災に対する役割を果たす真剣な取り組みでの訓練となりました。今後も市議会としては災害時の備えとして行政当局と協力し、常々日頃から危険箇所点検、市民皆様の避難場所となります小・中学校等の耐震補強工事への取り組み、災害に対するための訓練の実施など地域をあげて災害に負けない地域づくりを進めてまいりたいと思っております。



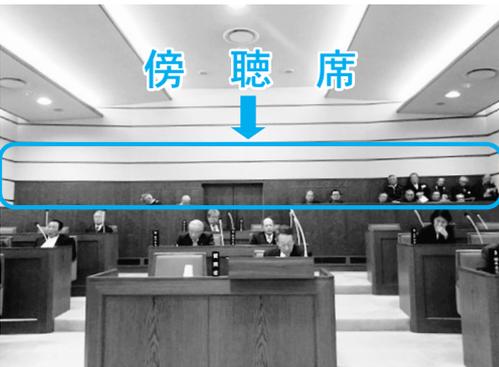
市消防出初式に参列

このたび1月10日に開催された葛城市消防本部主催の出初式に、多くの議員が参列させて頂きました。当日はみぞれまじりの寒風が吹く大変に寒い日となりましたが、その中、市内各分団をはじめ消防本部署員が一堂に会し、大勢の来賓が見守る盛大な式事進行となりました。「市民の安全・安心な生活を守る使命を本年もこころざし無事故任務にあたられるよう」と市長の式辞があり、また、市議会を代表して、議長からは日々の任務に対する御礼と「異常気象等の発生を鑑みて災害発生時における対応等について訓練および対策の研鑽をこころがけて頂き、市民の生活と財産を守るよう今後も努力願いたい」と述べ、団員消防職員各位を激励されました。市議会としても県で推進する消防広域化と併せて今後も市民各位の安全・安心な暮らしに対し議論を尽くしてまいります。



市議会の傍聴へお越しく下さい

市議会では、本会議や各委員会の質疑を傍聴頂けるよう市民の多くの皆様へ市ホームページ等に会議日程を掲載しております。議員各位が市当局へ行政事業の様々な問題を取り上げ議論が展開される一般質問や、条例の制定及び改正等また市の予算を決する委員会の質疑も傍聴頂くことができます。当日は原則として、質疑の内容等が理解しやすいように資料の貸出をさせて頂いております。これからも市民の皆様方により一層ご理解とご協力頂ける事を願い、開かれた市議会をこころざし、議会改革を進めてまいります。傍聴にお越し頂き、皆様のご意見も伺って議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので宜しくお願ひ申し上げます。



編集後記

市議会の定数削減の詳細については、前ページに協議内容、経過を記載しました。この定数削減による市民皆さんに対する影響を鑑み、今後、市議会においては、効率的な議会運営を目指した議会改革の一層の推進と、市民皆さんの負託に十分に応えられるよう、更なる議員・議会全体の資質の向上が必要不可欠であります。そして、その市民皆さんに対しては、「議会だより」等を通じて議会改革の推進状況をお知らせしていきたいと考えております。

今後この件について、ご質問・ご意見があれば、議会事務局までお寄せ下さい。

議会だより編集委員会

- 委員長 溝口 幸夫
- 副委員長 朝岡佐一郎
- 委員 辻村美智子
- 〃 中川 佳三
- 〃 吉村 優子
- 〃 阿古 和彦
- 〃 白石 栄一